平成２９年（フ）第２００号
札幌市中央区南８条西７丁目1782番地20　春実ビル205号
債務者　福嶋　直美
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０５号
札幌市東区伏古６条２丁目４番１―105号
債務者　宮崎恵美子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１１号
北海道千歳市清水町３丁目20番地の１　市営住宅スカイヒルズ団地803号
債務者　山口まり子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１６号
札幌市清田区平岡８条１丁目１番31号　サンパレス平岡Ⅲ―103号
債務者　佐藤　龍人
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３８号
釧路市白樺台１丁目19番132号　ＷＢ－３
債務者　皆川ゆかり（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３号
青森県十和田市大字三本木字東小稲174―234、住民票上の住所青森県十和田市東二十四番町５番15号
債務者　秋山さやか
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１３８号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―14―302
債務者　小高　泰憲
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
埼玉県桶川市下日出谷西１丁目12番地の２　桶川昭和ビル306号
債務者　鈴木スミ子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
埼玉県上尾市大字小敷谷692番地12　グリーンハイツ関根102、旧住所埼玉県桶川市大字舎人新田42番地
債務者　山田　浩司
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
埼玉県上尾市大字小敷谷692番地12　グリーンハイツ関根102、旧住所埼玉県桶川市大字舎人新田42番地
債務者　山田　美鈴
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
埼玉県三郷市戸ケ崎3119番地53
債務者　志村　康平
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
埼玉県越谷市大字袋山1624番地10
債務者　安達　亮佑
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台２丁目11番地23
債務者　佐藤　由紀
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５３号
埼玉県入間市大字下藤沢1047番地14　斉藤ハイツ103
債務者　青山　智昭
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１６４号
千葉県東金市東金1447番地、住民票上の住所千葉県東金市東金1596番地２
債務者　日野　慶子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７３号
千葉県東金市東金1093番地　Ｋ＆Ｍ新宿102
債務者　石井　尚己
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７５号
千葉県銚子市本城町４丁目430番地　第２新栄マンション302
債務者　泉川　雅美
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係